

与論町保育所（認定こども園長時間）入所選考基準

【基本的な考え方】

1 年度当初の申込みの場合

- ア 保育に欠ける状態が確認される者全員を第一希望にあてはめる。
- イ アにおいて定員を超えた場合は、選考基準表による点数（優先度）の高い者をあてはめ、あふれた者は第2希望以下に同様にあてはめる。
- ウ 就労予定の理由で希望した者は、定員に余裕がある場合に期限付きで決定する。

2 年度途中の申込みの場合

- ア 原則として申込み順とする。ただし、緊急を要すると認められる場合又は、短期間に申込みが集中した場合は選考基準にあてはめる。
- イ 定員を超えている保育所の入所については、余裕のある施設において年齢等も考慮した上で決定する。

【選考基準】（保育所の開所時間中に父親又は母親等の保護者の状態が以下の場合に（A）+（B）で点数化）

別表（A） 保護者（父親又は母親）

保護者(父母)の状況				点数	保護者(父母)の状況				点数	
居 宅 外 労 働	外 勤	常勤		9	出産	産前8週間（多胎妊娠産前14週間） 以内 産後8週間以内			10	
		パート 臨時等	8時間以上	8		疾病	入院	入院（1月以上）		10
			6時間以上	7	居宅内		障害常時臥床(1月以上)		10	
			4時間以上	6	療養		安静を要する者（1月以上）		8	
	4時間未満	5	通院	通院月10日以上			4			
	すでに就労先が確定している者				6	通院月10日未満		3		
	自 営 業	事業主 専従者	8時間以上	9	障害	身体 精神 知的	身体障害者手帳 1級 療育手帳 A1		10	
			8時間未満	8			身体障害者手帳 2級 療育手帳 A2		9	
		協力者 補助者	8時間以上	8			身体障害者手帳 3級 療育手帳 B1		7	
			6時間以上	7			身体障害者手帳 4級以下 療育手帳 B2		5	
				4時間以上			6	看護 介護	入院付添(1か月以上)	
				4時間未満	5	居宅内	常時臥床		9	
	居 宅 内 労 働	自 営	事業主 専従者	8時間以上	9		心身障害者		9	
				8時間未満	8		その他		5	
自 営 協 力 者 在 宅 勤 務 者 内 職		8時間以上		7	その他	災害	家庭の災害復旧		10	
		6時間以上		6						
		4時間以上		5						
		4時間未満		4						

別表（B）調整点数

調整内容		点数	
加 算	ひとり親世帯	+ 5	
	生活保護法による被保護世帯	+ 5	
	産休期間の満了・育児休業の終了	+ 4	
	同じ保育所に兄弟がすでに入所している	+ 1	
	その他地域・家庭の危険度， 経済的困窮度	+1～2	
減 算	月平均就労日数	10日未満	- 2
		10～20日未満	- 1
	同居者有 祖父母等同居の者が高齢のため十分保育できないと主張している者	60～64歳	- 2
		65～69歳	- 1
	就学前の児童を自宅で保育している		- 1
	保育料の滞納が 6 ヶ月以上あり， 納付の督促に対して誠意ある対応が見られないとき		- 10